

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	鳥取市 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和7年12月4日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資格取得、資格喪失、住所変更、世帯変更、氏名変更の届出に関する事務</li><li>・資格確認書の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務</li><li>・資格確認書(特別療養)の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務</li><li>・特定疾病認定の申請(受付)に関する事務</li><li>・特定疾病療養受療証の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務</li><li>・基準収入適用申請(受付)に関する事務</li><li>・限度額適用認定の申請(受付)に関する事務</li><li>・食事療養標準負担額の減額及び生活療養費標準負担額の減額に関する特例の申請(受付)に関する事務</li><li>・療養費、特別療養費、移送費の支給の申請(受付)に関する事務</li><li>・高額療養費、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付(受付)に関する事務</li><li>・葬祭費の支給申請(受付)に関する事務</li><li>・傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付の申請(受付)に関する事務</li><li>・一時差止めに係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除に関する事務</li><li>・資格、給付に係る特別の事情に関する届出(受付)に関する事務</li><li>・一部負担金等減免等の申請(受付)に関する事務</li><li>・第三者行為による被害の申請(受付)に関する事務</li><li>・保険料の徴収に関する事務</li><li>・保険料の減免申請(受付)に関する事務</li></ul>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル  
(2)後期高齢者医療情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表項番85</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条</p>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供>実施しない <情報照会>番号法第19条第8号	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

## 6. 他の評価実施機関

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-20-3121
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福祉部保険年金課 長寿医療係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-30-8225
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の事を徹底しており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号の確認、入力には必ずダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類(USBを含む)は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないかダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	後期高齢広域連合標準システム、後期高齢者医療システム、番号連携サーバへのアクセスは、業務ごとに権限付与されており、職員が不正にアクセスすることはできない。アクセス可能な職員の名簿は毎年度見直しを行っている。さらに、システムログイン時には静脈認証とパスワードの二要素認証を行っていること等から、リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・資格取得、資格喪失、住所変更、世帯変更、氏名変更の届出に関する事務 ・被保険者証の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・被保険者資格証明書の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・特定疾病認定の申請(受付)に関する事務 ・特定疾病療養受療証の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・基準収入適用申請(受付)に関する事務 ・限度額適用認定の申請(受付)に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・食事療養標準負担額の減額及び生活療養費標準負担額の減額に関する特例の申請(受付)に関する事務 ・療養費、特別療養費、移送費の支給の申請(受付)に関する事務 ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付(受付)に関する事務 ・葬祭費の支給申請(受付)に関する事務 ・傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付の申請(受付)に関する事務 ・一時差止めに係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除に関する事務 ・資格、給付に係る特別の事情に関する届出(受付)に関する事務 ・一部負担金等減免等の申請(受付)に関する事務 ・第三者行為による被害の申請(受付)に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の減免申請(受付)に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・資格取得、資格喪失、住所変更、世帯変更、氏名変更の届出に関する事務 ・資格確認書の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・資格確認書(特別療養)の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・特定疾病認定の申請(受付)に関する事務 ・特定疾病療養受療証の交付、再交付、返還、検認又は更新に関する事務 ・基準収入適用申請(受付)に関する事務 ・限度額適用認定の申請(受付)に関する事務 ・食事療養標準負担額の減額及び生活療養費標準負担額の減額に関する特例の申請(受付)に関する事務 ・療養費、特別療養費、移送費の支給の申請(受付)に関する事務 ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付(受付)に関する事務 ・葬祭費の支給申請(受付)に関する事務 ・傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付の申請(受付)に関する事務 ・一時差止めに係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除に関する事務 ・資格、給付に係る特別の事情に関する届出(受付)に関する事務 ・一部負担金等減免等の申請(受付)に関する事務 ・第三者行為による被害の申請(受付)に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の減免申請(受付)に関する事務	事後	
令和7年12月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一 項番59 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表項番85 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	
令和7年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供>実施しない <情報照会>番号法第19条第8号(別表第二の82の項)	<情報提供>実施しない <情報照会>番号法第19条第8号	事後	
令和7年12月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部保険年金課 長寿医療係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111	福祉部保険年金課 長寿医療係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-30-8225	事後	直通番号へ変更
令和7年12月4日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用 適用した理由	—	(新規追加項目)	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月4日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われる リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	新規追加項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の事を徹底しており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号の確認、入力は必ずダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類(USBを含む)は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないかダブルチェックを行う。	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	IVリスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	新規追加項目
令和7年12月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	後期高齢広域連合標準システム、後期高齢者医療システム、番号連携サーバへのアクセスは、業務ごとに権限付与されており、職員が不正にアクセスすることはできない。アクセス可能な職員の名簿は毎年度見直しを行っている。さらに、システムログイン時には静脈認証とパスワードの二要素認証を行っていること等から、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新規追加項目